

広島県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十七年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

○ 山県郡安芸太田町大字土居字大元谷六九の七、字諏訪谷七五の四、七五の五、八八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため